

## 公益財団法人都民劇場 常勤役員退職慰労金規程

(目的)

**第1条** 本規程は役員等の報酬及び費用に関する規程第6条の規程にもとづき、常勤理事及び常勤監事の退職慰労金について定める。

(額の算出)

**第2条** 役員退職慰労金は評議員会で定めた総額の範囲内で理事及び監事退職時の基本報酬月額に通算在任年数と別表1(役位係数)に定める役位係数を乗じた額とする。

(在任年数)

**第3条** 役員退職慰労金の在任年数は1ヶ年を単位とし、1年未満の端数月がある場合は月割とする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

(特別慰労金)

**第4条** 引き続き10年以上在任した理事及び監事には、第2条により算出した退職慰労金に別表2(在任期間係数)に定める在任期間係数を乗じた額を特別慰労金として加算する。

(減額)

**第5条** 理事会は在任中とくに損害を本財団に対し与えた役員に対し、第2条により算出した額を減額又は不支給とすることができる。

(支給日)

**第6条** 支給日は退職日から1ヶ月以内とする。

(控除)

**第7条** 退職慰労金を支給する場合は、所得税法に基づく源泉税および本人が本財団に対して負う負債全額を控除する。

(改定)

**第8条** 本規程の全部または一部を改定するときは、評議員会の決議を得ることを必要とする。

(補則)

**第9条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

**附則**

この規程は、平成24年4月1日より施行する。(平成24年4月2日理事会決議)

別表 1 (役位係数)

役位	役位係数
理事長	1.5
専務理事	1.2
常勤理事	0.8
常勤監事	0.8

別表 2 (在任期間係数)

在任期間	在任期間係数
10年以上～15年未満	0.1
15年以上～20年未満	0.2
20年以上	0.3